別記

令和８年度（2026年度）北海道立中等教育学校入学者選考実施要項

（令和７年（2025年）９月１日教育長決定）

１　募集人員

80名

２　出願資格

北海道登別明日中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）に出願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校若しくはこれに準ずる学校を令和８年（2026年）３月末日までに卒業する見込みの者又は義務教育学校の前期課程を令和８年（2026年）３月末日までに修了する見込みの者

(2) 外国において、学校教育における６年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和８年（2026年）３月末日までに修了する見込みの者

(4) その他中等教育学校において出願資格があると認めた者

３　通学区域

通学区域は道内全域とする。

【留意事項】

１　保護者等（就学希望者に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）。以下同じ。）の住所が道外に存する場合で、令和８年（2026年）４月７日（火）までに道内に住所を移転することが確実なとき又は北海道登別明日中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）が特別の事情があると認めたときを含むものとする。

２　道外からの出願を希望する場合は、必ず出願前に中等教育学校に相談すること。

３　上記１の出願の手続は、「６　出願の手続」の(1)の項目によるほか、道外からの出願事情説明書（別記様式12）を併せて提出すること。

４　入学者の範囲

入学者は、保護者等と同居し自宅から通学することができる者（以下「自宅から通学する者」という。）又は中等教育学校に設けた寄宿舎に生活し通学することを希望する者（以下「寄宿舎から通学する者」という。）とし、それぞれの範囲は、次のとおりとする。

区　　分	範　　囲
ア　寄宿舎から通学する者（男子）	８名以内とする。
イ　寄宿舎から通学する者（女子）	８名以内とする。
ウ　自宅から通学する者	募集人員からア及びイの数の合計を除いた数とする。

５　出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受　付　期　間	受　付　時　間
令和７年（2025年）11月27日（木）～ 令和７年（2025年）12月５日（金） （日曜日及び土曜日を除く。）	９：00～16：30 （５日は12：00までとする。）

６　出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の出願書類を中等教育学校長に一括して提出する。

【留意事項】

出願書類を中等教育学校長に郵送する場合には、封筒（角形２号）の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留又は簡易書留により期限までに必着するよう送付すること。

ア　入学願書（北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）第14条の規定による入学願書（同規則別記第４号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和７年（2025年）10月31日（金）～令和７年（2025年）12月５日（金）

【留意事項】
1　入学願書等の作成
ウェブ申請に係る出願手続等の詳細については、別に定める「令和８年度道立中等教育学校入学者選考出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」を参照すること。
なお、入学願書と写真台紙・受検票はそれぞれＡ４用紙に片面で印刷し、写真台紙と受検票は切り離さないこと。
2　入学願書の入力等
(1) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所に居住する保護者を「保護者等」の欄に入力すること。
(2) 現住所については、入学予定者に関わる選考結果等の通知書等が確実に到着するよう、「○○方」、「○○マンション○○号室」等詳細に入力すること。

イ　写真台紙（別記様式１）
出願前６か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10ＭＢ以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前６か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦７cm・横５cm）を印刷した写真台紙に貼り付けること。

ウ　出願理由等説明書（別記様式２）
【留意事項】
出願者が直筆で作成すること。

エ　児童の状況調書（別記様式３）
【留意事項】
出願者の申出により在籍学校長が作成し、厳封したものを交付すること。

オ　通学時間等確認・寄宿舎への入舎希望調書（別記様式４）

カ　受検票送付用封筒
【留意事項】
封筒（長形３号）には、460円（簡易書留扱）分の切手を貼り付けること。

(2) 中等教育学校長の手続

ア　受検票
中等教育学校長は、令和７年（2025年）12月15日（月）から令和７年（2025年）12月18日（木）までに、受検票を出願者に交付すること。

イ　入学願書受付簿（別記様式５）
中等教育学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿に記入すること。
【留意事項】
中等教育学校長が受領した出願書類及び入学検定料は返還しない。

7　出願状況の発表
令和７年（2025年）12月５日（金）正午までの出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区　　分	期　　日	時　　間	場　　所
北海道教育庁（発表）	12月15日（月）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

8　選考検査

(1) 検査期日及び検査時間

ア　検査期日
検査期日は、令和８年（2026年）１月10日（土）とする。

イ　検査時間
検査時間は、次のとおりとする。

各検査に要する時間	作　文	45分
	実　技	60分
	面　接	10分程度

検査は午前９時から開始する。
【留意事項】
中等教育学校長は、出願者に交付する受検票に、検査日の日程等の詳細について記載すること。

(2) 検査会場
検査会場は、中等教育学校とする。

(3) 検査内容

ア　作文
与えられたテーマについて、考えたことや感じたことを表現するものとする。

イ　実技
　グループ活動を取り入れたものとする。
ウ　面接
　出願の動機、学習への意欲、将来の希望等について個人面接を行う。なお、面接においては、一部、英語を使った簡単なやり取りを行う。

(4) 受検者の持参すべきもの
ア　受検票
イ　鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム及び鉛筆削り
　なお、携帯電話、スマートフォン（多機能携帯電話）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、選考検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。
ウ　上履き

9　追検査

(1) 対象者
　北海道立中等教育学校入学者選考に出願し、選考検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者とする。
　なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。
ア　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者
イ　その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願者の手続
　出願者は、追検査受検願（別記様式６）を令和８年（2026年）１月13日（火）までに中等教育学校長に提出する。

【留意事項】
　本検査を受検できない者については、その保護者等が、当該児童の氏名、理由及び追検査の受検の希望の有無を令和８年（2026年）１月10日（土）午前８時20分までに電話で中等教育学校長に連絡すること。

(3) 中等教育学校長の手続
　中等教育学校長は、出願者から提出された追検査受検願を審査し、当該出願者の追検査を承認する場合は、令和８年（2026年）１月14日（水）までに追検査受検承認書（別記様式７）を交付すること。

【留意事項】
　中等教育学校長は、不承認の通知をする場合は、不承認とする理由を具体的に記載した書面を追検査受検不承認書に添付し、令和８年（2026年）１月14日（水）までに交付すること。

(4) 検査の実施
ア　検査期日及び検査時間
(ｱ) 検査期日
　追検査の期日は、令和８年（2026年）１月17日（土）とする。
(ｲ) 検査時間
　「８　選考検査」の(1)イによる。
イ　検査会場
　「８　選考検査」の(2)による。
ウ　検査内容
　「８　選考検査」の(3)による。
エ　受検者の持参すべきもの
　「８　選考検査」の(4)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

10　入学予定者の決定
　中等教育学校長は、校内に「入学予定者決定委員会」を設け、本検査を受検した者と追検査を受検した者を一括して選考することとし、次の資料を総合的に評価して入学予定者を決定する。
(1) 出願理由等説明書
(2) 児童の状況調書
(3) 作文、実技及び面接の結果

11　入学予定者の発表等

(1) 発表方法
　中等教育学校長は、令和８年（2026年）１月22日（木）午前10時に入学予定者の受検番号を中等教育学校のウェブページに掲載するとともに、入学予定者に、令和８年（2026年）１月26日（月）までに入学予定者決定通知書（別記様式８）を交付する。

(2) 入学意思の確認

中等教育学校長は、(1) の入学予定者決定通知書と併せて入学予定者に入学意思確認書（別記様式９）を送付する。

入学予定者のうち、入学意思のある者については、令和８年（2026年）１月29日（木）までに入学意思確認書を中等教育学校長に提出すること。

また、入学意思のない者については、その保護者等が当該児童の氏名及び理由を令和８年（2026年）１月29日（木）正午までに電話で中等教育学校長に連絡すること。

【留意事項】

１　上記書類を中等教育学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

２　中等教育学校長は、入学意思のない旨連絡のあった保護者等に対し、令和８年（2026年）１月29日（木）午後４時までに、当該児童の入学の意思のないことを電話により確認すること。

(3) 入学予定者証明書（別記様式10）の交付

中等教育学校長は、入学意思確認書を提出した保護者等に対して、令和８年（2026年）２月４日（水）までに入学予定者証明書を交付する。

12　入学予定者の手続

(1) 市町村教育委員会への届出

入学予定者証明書の交付を受けた保護者等は、入学予定者証明書を添えて、中等教育学校に入学する旨を、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

なお、届出の方法について、市町村教育委員会から指示がある場合は、それに従うこと。

(2) 入学の辞退

入学予定者は、入学意思の確認後にやむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、速やかに入学辞退届（別記様式11）を中等教育学校長に提出しなければならない。

13　入学予定者の追加

中等教育学校長は、入学意思のない者等が出たため、入学予定者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り入学予定者の追加を行う。

【留意事項】

１　追加した入学予定者の発表は、令和８年（2026年）２月25日（水）午後４時までに行う。

２　追加した入学予定者の入学意思の確認は、電話で行い、確認次第、「11　入学予定者の発表等」に準じて、追加入学予定者に、入学予定者決定通知書及び入学意思確認書を交付する。ただし、入学意思確認書の提出方法等は別途指示する。

３　中等教育学校長は、追加した入学予定者が入学意思確認書を提出した後速やかに、当該入学予定者の保護者等に対して、入学予定者証明書を交付する。

14　第２次募集

(1) 第２次募集を行う場合

ア　入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

イ　入学予定者のうちに入学意思のない者等が出たため、入学予定者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

第２次募集における募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

区　　分	期　　日	時　間	場　　所
中等教育学校（発表）	前項アの場合 １月22日（木）	10：00	中等教育学校 ウェブページ
	前項イの場合 （中間）２月５日（木）	10：00	
	前項イの場合 （最終）３月３日（火）	10：00	

(3) 出願資格

出願資格は、「２　出願資格」と同様とする。ただし、当初の入学者選考において入学予定者と決定されていた者の出願は認めない。

(4) 通学区域

通学区域は、「３　通学区域」と同様とする。

(5) 出願の受付

第２次募集による出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受　付　期　間	受　付　時　間
令和８年（2026年）３月５日（木）～ 令和８年（2026年）３月９日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	９：00～16：30 （９日は12：00までとする。）

(6) 出願の手続

ア　出願者は、「６　出願の手続」の(1)に定める入学願書等を、中等教育学校長に提出すること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和８年（2026年）１月22日（木）～令和８年（2026年）３月９日（月）

イ　中等教育学校長は、入学願書を受け付けたときは、出願者に受検票を交付すること。

(7) 入学予定者の決定

「10　入学予定者の決定」に定めるところによる。

【留意事項】
１　選考検査日は、令和８年（2026年）３月11日（水）とする。
２　検査会場は、中等教育学校とする。
３　検査内容等については、「８　選考検査」に定めるところによる。

(8) 入学予定者への通知等

ア　中等教育学校長は、令和８年（2026年）３月13日（金）までに入学予定者に入学予定者決定通知書（別記様式８）を交付するとともに、入学意思確認書（別記様式９）を送付する。

イ　入学予定者のうち、入学意思のある者については、令和８年(2026年）３月16日（月）までに入学意思確認書を中等教育学校長に提出すること。

また、入学意思のない者については、その保護者等が当該児童の氏名及び理由を令和８年（2026年）３月16日（月）正午までに電話で中等教育学校長に連絡すること。

【留意事項】
１　上記書類を中等教育学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。
２　中等教育学校長は、入学意思のない旨連絡のあった保護者等に対し、令和８年（2026年）３月16日（月）午後４時までに、当該児童の入学の意思のないことを電話により確認すること。

ウ　中等教育学校長は、入学意思確認書を提出した保護者等に対して、令和８年（2026年）３月18日（水）までに入学予定者証明書（別記様式10）を交付する。

(9) 入学予定者の手続

「12　入学予定者の手続」に定めるところによる。

15　北海道教育委員会への報告

番号	報告事項	報告月日	中等教育学校→学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	
1	出願状況	12月12日(金)	13:00まで	メール	別記様式13
2	選考検査欠席者等の状況	１月10日(土)	16:00まで	同	別記様式14
3	追検査の受検者数	１月14日(水)	12:00まで	同	別記様式14
4	入学予定者数及び欠員	１月21日(水)	10:00まで	同	別記様式15
5	第２次募集の人員	ア　１月21日(水)	10:00まで	同	別記様式16 イの場合、追加入学予定者数の報告を併せて行うこと。
		イ（中間）２月４日(水)	13:00まで	同	
		イ（最終）２月27日(金)	13:00まで	同	
6	第２次募集後の入学予定者数	３月18日(水)	10:00まで	同	別記様式17

【留意事項】
欠席者がいない場合、３は２と併せて１月10日（土）に報告すること。

16　その他

(1) この要項に定めるもののほか、北海道立中等教育学校入学者選考の実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 出願者が作成する書類（別記様式２、４、６、11、12）については、学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。

(3) 特別な配慮を必要とする児童が出願しようとする場合は、保護者等は中等教育学校長にその事情を説明し、中等教育学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

(4) この要項により難い場合は、中等教育学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。